



府食第148号  
平成27年2月24日

厚生労働大臣  
塩崎 恭久 殿

食品安全委員会  
委員長 熊谷 進



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う  
ことが明らかに必要でないときについて（回答）

平成27年2月17日付け厚生労働省発食安0217第2号により貴省から当  
委員会に対し照会された事項について、下記のとおり回答いたします。

記

以下の事項については、食品健康影響評価結果に基づいて行われる行政対応  
を担保するために策定される施策に当たるため、食品安全基本法（平成15年  
法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が当委員  
会に意見を求めるに当たって、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価  
を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定  
められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第  
1 食品の部 A 食品一般の成分規格の5に、新たな試験法として「クロル  
スロン試験法」を追加すること。